# 公立置賜総合病院　医療連携登録医制度運営要綱

（目的）

第１条　公立置賜総合病院（以下「総合病院」という。）は、地域住民へ質の高い医療サービスを提供するため置賜地域の医療機関等との病診連携並びに病病連携を図り、置賜地域の医師、歯科医師、看護師その他医療従事者(以下「医療従事者」という。)の相互研鑽及び情報の共有を図ることを目的として医療連携登録医制度運営要綱を定める。

（登録医制度の内容）

第２条　登録医制度の類型及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴紹介入院患者共同診療制度

医療連携登録医制度に登録された医療機関(以下「医療連携登録医療機関」という。)から紹介され入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医と総合病院主治医が共同して当該患者の検査、処置、指導を行うこと(以下「共同診療」という。)により、退院後のかかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的とする。

⑵医療機器共同利用制度

医療連携登録医療機関から検査目的で紹介された患者の検査について、かかりつけ医である登録医と総合病院医師が総合病院の医療機器を共同利用すること(以下「医療機器共同利用」という。)により、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とする。

⑶研究及び研修部門利用制度

医療連携登録医療機関の医療従事者へ総合病院が開催する研究会及び研修会並びに総合病院施設を広く開放することにより、資質向上及び相互研鑽を行うこと(以下「研究及び研修部門利用制度」という。）を目的とする。

（登録医制度の利用）

第３条　登録医制度の利用にあたって、**「公立置賜総合病院医療連携登録医登録（変更）申請書」（様式１）**(以下「登録医登録(変更)申請書」という。)により、医療機関単位で事前に登録申請をしなければならない。

２　登録事項に変更が生じた場合は、その事項を**「登録医登録(変更)申請書」**により変更申請をしなければならない。

（登録の決定及び登録証の交付）

第４条　登録医制度の利用決定は総合病院長が行う。

２　総合病院長は、利用決定を行った場合、医療連携登録医療機関に対して**「公立置**

賜総合病院医療連携登録証」（様式２）を交付し、「医療連携登録医制度登載通知書」（様式３）を送付する。

３　紹介入院患者共同診療制度及び医療機器共同利用制度を利用する医師又は歯科医師については、「医療連携登録医制度登録医証」（様式４）を発行する。

（登録の期間）

第５条　次の各号いずれかに該当した場合は、登録医を辞退するものとする。

⑴登録医が保険医でなくなったとき

⑵登録医制度の利用について継続しがたい事由が生じたとき

（登録医制度の利用対象施設及び医療機器）

第６条　医療連携登録医療機関からの紹介入院患者の共同診療施設として、総合病院内病棟に専用病床４床を確保する。

２　医療療連携登録医療機関から紹介された患者の検査にあたって、医療機器共同利用を行う医療機器は次の各号の掲げる装置とする。

⑴磁気共鳴断層撮影装置（ＭＲＩ）

⑵コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）

⑶ラジオアイソトープ検査装置（ＲＩ）

⑷その他病院長が認めた医療機器装置

３　医療連携登録医療機関の医療従事者に対して、研究及び研修部門利用制度で開放する施設は、総合病院内の図書施設とする。

（共同利用の実施手順）

第７条　登録医が共同診療を行おうとする場合は、事前に「入院患者共同診療申込書」（様式５）を提出しなければならない。

２　登録医が医療機器共同利用を行おうとする場合は、「医療機器共同利用申込書」（様式６）を提出しなければならない。

３　共同診療または医療機器共同利用を終了した後には「入院患者共同診療・医療機器共同利用実施記録書」（様式７）により、診療・検査内容等を記録しなければならない。

（利用時間及び遵守事項）

第８条　共同診療または医療機器共同利用は、祝日、休日を除く月曜日から金曜日の８時 30 分から 17 時 15 分の時間内とする。ただし、病院長が認めた場合は、この限りでない。

２　登録医は、共同診療・医療機器共同利用を行う際、白衣及び「医療連携登録医制度登録医証」を着用しなれければならない。

（共同利用に係る経費）

第９条　共同診療または医療機器共同利用を行う際の諸費用、機器使用料は、総合病院の負担とし、登録医に対して請求は行わない。ただし、患者に負担を求めることができない費用等が生じた場合は、協議のうえ請求する場合がある。

２　登録医が行う共同診療または医療機器共同利用に対する報酬や旅費等の支給は行わない。

（医療情報の共有）

第１０条　共同診療または医療機器共同利用に際し、登録医は総合病院内電子カルテを閲覧し、紹介患者の医療情報を得ることができる。

２　登録医は、置賜地域医療情報ネットワーク(OKI-net)に積極的に参加し、紹介患者の医療情報の共有化を図ることとする。

（実施細則）

第１１条　医療連携登録医制度の運営にあたっての運用方法等については、総合病院長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　本要綱は、平成２３年７月２２日から施行する。

（置賜広域病院組合登録医制度要綱の廃止）

２　置賜広域病院組合登録医制度要綱(平成 15 年 12 月 15 日施行)を廃止する。